

平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画審査会要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱（以下「要綱」という）第4の4により、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の審査会の運営及び審査方法について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村長から推薦されたプロジェクト計画に関する評価
- (2) 採択されたプロジェクトの成果の評価
- (3) その他目的の達成に必要な事項に係る事項

(組織)

第3条 審査会は各総合支庁に設置し、審査委員は、有識者、流通関係者等の外部委員及び総合支庁産業経済部の内部委員をもって構成する。

- 2 審査委員は5名とし、4名を外部委員とする。
- 3 審査委員は各総合支庁長が委嘱する。
- 4 審査委員長は審査委員の互選により選出する。

(審査会)

第4条 審査会は必要に応じ審査委員長が招集する。

- 2 審査会の議長は審査委員長とする。
- 3 審査委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。

(任期)

第5条 審査委員の委嘱期間は1年とする。ただし、再委嘱は妨げない。

(プロジェクト計画審査の実施)

第6条 プロジェクト計画審査の視点は、次の各号のとおりとし、別表1のプロジェクト評価基準表に基づくポイント制により評価する。

- (1) 産出額の増大
 - (2) 雇用の創出
 - (3) 創意工夫
 - (4) 実現性
 - (5) 地域への波及効果
- 2 審査は、提出された書類並びに要綱第2に規定する実施主体及び要綱第5の2により事業実施計画の提出を受けた市町村との面談によって行う。

(審査結果)

第7条 審査委員長は審査結果を別記様式1号により知事に報告する。

(プロジェクト成果の評価)

第8条 プロジェクト成果の評価は、要綱第7の5により提出された書類とプロジェクト支援チームからの意見聴取により行う。

2 要綱第7の7の具申は、別記様式2号により行うものとする。

(事務局)

第9条 審査会の事務局を各総合支庁農業振興課に置き、事務局長は農業振興課長をもって充てる。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 プロジェクト評価基準表

項目	小項目	評価項目	着 眼 点	配点	審 査 配 点	備 考	
I	産出額の増大	1	農林水産業を起点とした産出額の増加効果	・目標年－基準年の産出額増加見込額が大きいこと。	10	下記のいずれか高い加点方法とする。 1 実施主体当たりの産出額の増大額が200万円未満が1点、200万円以上は100万円増加につき1点加点する。(上限10点、下限1点) 2 目標年の産出額が基準年の産出額比で1.1未満が1点、1.1以上は0.2増加につき1点加点する。(上限10点、下限1点)	・産出額：農林水産業を起点とした産出額。 ・基準年：プロジェクト実施直前年。 ・新規部門(作物)を導入する場合は、経営体の産出額で審査する。 ・目標が産出額で示されない場合は、客観的な数字の増加割合をあてはめて審査する。 例 永年性作物の新植など・栽培面積の増加割合
		2	投入された事業費に対する産出額の増加割合	・費用対効果が高いこと。	10	1.0未満が1点、1.0以上は+0.1につき1点(上限10点、下限1点)	・費用対効果の算出方法 費用対効果＝増加産出額(目標年－基準年)÷県補助対象事業費 ただし、県補助対象事業費のうち施設・機械等は単年の減価償却費とする。
II	雇用の創出	3	事業実施により創出される雇用人数	・雇用の創出効果が高いこと。	5	5点 延べ120人日以上 4点 延べ90人日以上120人日未満 3点 延べ60人日以上90人日未満 2点 延べ30人日以上60人日未満 1点 延べ30人日未満	事業費10,000千円当りに換算して審査配点する。
III	創意工夫	4	新しい発想や独創的な考えでプロジェクトが策定されていること	これまでにない視点での新たな価値の創造、新しい組合せによる価値の再構築、斬新な手法など独創性が高いこと。	10	10点 これまで県内で取り組んだ事例がなく、創意工夫に非常に富む。 7点 これまで地域で取り組んだ事例がなく、創意工夫にかなり富む。 5点 これまで当該市町村で取り組んだ事例がなく、創意工夫に富む。 3点 創意工夫がある。 1点 創意工夫が乏しい。	
IV	実現可能性	5	プロジェクト計画の熟度	・プロジェクト計画の熟度が高く、確実性が高いこと。	5	5点 該当する熟度評価項目の合計点数が5点以上。 4点 該当する熟度評価項目の合計点数が4点。 3点 該当する熟度評価項目の合計点数が3点。 2点 該当する熟度評価項目の合計点数が2点。 1点 該当する熟度評価項目の合計点数が1点。	熟度評価項目と配点 生産 流通 経営等 ①生産基盤が確実：1点 (労働力・機械・施設) ①契約販売等販路が確保済：1点 ②十分なマーケティングリサーチ：1点 ②技術レベルが確実：1点 ③地域資源を有効に活用：1点 ①資金計画が適正：2点 ②目標設定が適正：1点
		6	支援体制(市町村の主体性)	・支援体制が整備されていること。(市町村の主体性)	5	5点 市町村の支援体制が整備され、経費支援がある。 3点 市町村の支援体制が整備されている。 1点 市町村の支援体制が整備されていない。	
V	地域への波及効果	7	プロジェクト計画の取組が県内又は地域に広がっていくこと	・汎用性が高く、県内各地への波及性が高いこと。	5	5点 プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも高い。 3点 プロジェクトの汎用性又は波及性のいずれかが高い。 1点 プロジェクトの汎用性及び波及性のいずれも乏しい。	

審査内規：採択候補は得点が30点以上のプロジェクトとし、審査点数上位より採択する。

年 月 日

山形県知事

殿

審査委員長 (氏 名) 印

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の審査結果について

標記について、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画審査要領第7の規定により審査結果を報告します。

記

プロジェクト名	実施主体	推薦市町村	審査点数

年 月 日

山形県知事

殿

審査委員長 (氏 名) 印

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業プロジェクト計画の
改善について (具申)

標記について、下記のプロジェクトについては改善の必要があると認められますので具申します。

記

(プロジェクト計画名) (実施主体名)